

2025年12月23日

各 位

クレハ建設株式会社
代表取締役社長 佐藤 通浩

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

拝啓

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社は、建設業法第3条第1項に規定する建設業許可を有していない建設業者と、同法施行令第1条の2第1項で定める「軽微な建設工事」の範囲を超える請負金額をもって下請負契約を締結した法令に違反する事実が国土交通省東北地方整備局に認められたことにより、営業停止処分を受けることとなりました。このような事態を招き、発注者様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

処分の内容は以下の通りです。

営業停止期間: 2026年1月14日から2026年1月23日まで（10日間）

停止となる営業の範囲: 民間工事に係るもの

対象区域: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における建築工事及び土工工事業に関する営業

なお、営業停止処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工につきましては、法令に基づき引き続き実施可能であることが確認されております。そのため、現在進行中の工事については、通常通り施工を進めてまいります。ただし、営業停止期間中に見積書の提出や新規及び追加工事の契約締結などの営業活動は行うことはできませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けた取り組みを徹底し、法令遵守の徹底と信頼回復に努めてまいります。発注者様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせやご相談につきましては、以下の窓口までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

お問い合わせ窓口:

担当者名: 総務・人事部 伊藤幸治

電話番号: 0246-64-8181

メールアドレス: k-itou@kureha-const.co.jp

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具